

平成27年度 政府予算編成  
及び施策の策定に関する

# 要 望 書

(平成26年6月)

和歌山県町村会



## 平成27年度 政府予算編成 及び施策の策定に関する要望

平素は、県内町村の住民福祉の向上と自治振興につきまして、格別のご高配とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、町村においては、過疎化・少子高齢化社会への対応や防災対策、社会基盤の整備等々、解決すべき課題が山積していますが、知恵と工夫を凝らしながら様々な施策を展開しているところです。

このような中で、我々町村は、行政体制の整備や健全で節度ある財政基盤の確立に努めておりますが、なお多くの課題に直面しています。

つきましては、平成27年度の政府予算編成及び施策の策定における重点要望項目を取りまとめましたので、その実現につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年6月

和歌山県町村会  
会 長 小 出 隆 道



# 目 次

|     |                               |     |
|-----|-------------------------------|-----|
| 1   | 町村自治の確立及び町村財政基盤の強化……………       | 1   |
| 2   | 道路の整備促進……………                  | 3   |
| 3   | 自然災害対策の強化……………                | 5   |
| 4   | 生活環境の整備促進及び環境保全対策……………        | 7   |
| 5   | 社会福祉対策の充実……………                | 8   |
| 6   | 農林水産対策の充実……………                | 1 1 |
| 7   | 情報基盤整備の促進……………                | 1 2 |
| 8   | 住環境整備事業の推進……………               | 1 3 |
| 9   | 地域振興対策の推進……………                | 1 4 |
| 1 0 | T P P (環太平洋パートナーシップ)への対応について… | 1 5 |



# 1 町村自治の確立及び町村財政基盤の強化

真の地方自治確立のため、国と地方の役割分担を明確にするとともに、町村が責任を持って行財政運営ができるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

## 1. 町村自治の確立

町村自治を確立するため、地方が自由に使える税財源の充実を図るとともに、権限移譲の推進、義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小、条例制定権の拡大等については、国と地方の協議の場での十分な協議・合意を図ることなど適切に対応されたい。

## 2. 地方税財源の充実と地域間格差の是正について

町村が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すとともに、税収の偏在性が少ない安定性を備えた地方税体系を構築されたい。

## 3. 地方交付税の充実強化

町村の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保するとともに町村の需要を適切に反映するよう財源調整と財源保障の両機能を堅持されたい。

また、広域的な過疎対策として過疎地に囲まれた町村に対する財政措置についても格差が生じないよう財政対策を講じられたい。

## 4. 森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する税財源の確保について

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。よって、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、地方税財源を確保する仕組みを早急に構築されたい。

## 5. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにされたい。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る 固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持されたい。



## 2 道路の整備促進

本県の道路整備は全国水準に比べて著しく立ち遅れている状況であり、また、大規模災害に備えた強靱な国土を形成するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1. 道路整備事業費の十分な確保

高速道路から生活道路まで、防災対策をはじめ地域が真に必要なとする道路整備を計画的かつ着実に推進するため必要な道路関係予算は全額確保されたい。

### 2. 近畿自動車道紀勢線等の早期整備

近畿自動車道紀勢線は、国土の強靱化を図り、地域の活性化や安全・安心なまちづくりを進めるために重要な道路であるので、次の事項の早期実現を図られたい。

- (1) 有田川町～御坊市間 4 車線化の早期完成
- (2) 御坊市～田辺市間 4 車線化の早期完成
- (3) 田辺市～すさみ町間の平成 27 年国体開催までの完成
- (4) すさみ町～串本町間の事業促進
- (5) 串本町～太地町間の早期事業化
- (6) 那智勝浦道路（那智勝浦 I C～那智勝浦町市屋間）の事業推進
- (7) 新宮市～熊野市間の早期事業化
- (8) 防災機能を備えた休憩施設（S A・P A）の整備及び設置

### 3. 京奈和自動車道の整備

京奈和自動車道は、京都・奈良・和歌山を結ぶ関西地域の外

郭環状を形成するとともに、太平洋新国土軸の一部となる重要な道路であるので早期整備を図られたい。

紀北西道路の平成27年国体開催までの完成

#### 4. 国道の早期整備促進等

##### (1) 第二阪和国道の事業促進

和歌山岬道路の平成27年国体開催までの完成

##### (2) 国道42号

① 冷水拡幅及び有田海南道路の事業推進

② J R 紀伊由良駅周辺及び水越峠付近の整備促進

③ 上富田町岩崎地区から田辺市元町へのバイパス道路の建設

④ 串本町西向地区及び姫地区の越波対策の促進

⑤ 那智勝浦町湯川地区、宇久井地区、下里地区において幅員が狭小であるが未計画となっている歩道の早期整備

##### (3) 国道169号

「奥瀬道路（Ⅱ期）」（直轄権限代行）の平成27年国体開催までの完成及び小松～下尾井間の事業延伸

##### (4) 国道480号

鍋谷峠道路（直轄権限代行）の事業推進

### 3 自然災害対策の強化

地震・津波等の自然災害に対し、住民の安全安心を確保していくには、各地域において充実した防災・減災対策の強化を図る事が重要であるため、次の事項を実現されたい。

#### 1. 防災・減災事業費の確保

大規模地震や台風等への災害対策は、中長期的観点からの取り組みが必要であるため、計画的な事業費の確保及び国庫補助対象範囲の拡充を図られたい。

#### 2. 緊急輸送道路の整備に対する補助要件の緩和及び津波・洪水対策を目的とした河川・海岸・港湾事業の充実を図られたい。

#### 3. 地震・津波・洪水に関する調査・監視・観測体制の一層の強化を図られたい。

#### 4. 住民への防災情報の伝達手段である市町村防災行政無線等の整備について、現施設の修繕及び防災ラジオ・個別受信機の配置にかかる財政措置を講じられたい。

特に、デジタル化に伴う機器整備については、一層の財政措置を講じられたい。

#### 5. 地震・津波等の災害対策に係る公共用地取得に際しては、土地収用法における事業認定を受けなくても租税特別措置法の特例を受けられることとし、また、開発行為・農地転用許可等の規制緩和を行い、当該用地取得事務の簡素化を図ることにより、災害対策事業が円滑に実施できるよう配慮されたい。

#### 6. 中央構造線断層帯の地震対策の推進

地震発生確率が上昇している中央構造線断層帯の地震対策として、早期詳細調査を実施されたい。

#### 7. 紀の川水系の総合的な洪水対策等の推進

紀の川内水氾濫の対策として、常設の排水ポンプ設置及び河道・河積確保のための河道掘削・樹木伐採を図られたい。

## 4 生活環境の整備促進及び環境保全対策

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策及び環境保全対策を強力に実施する必要があるため、次の事項について配慮されたい。

### 1. 水道施設の整備促進

- (1) 山間地域などの未普及地域の解消及び老朽施設更新に対する財政支援を強化されたい。
- (2) 石綿セメント管更新に係る国庫補助金を復活されたい。

### 2. 下水道事業の整備促進と財政支援

著しく整備が遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに施設・経営を維持していくため、施設の耐用年数に応じた地方債の償還期限の延長や借換条件の緩和、地方交付税措置の充実等、地方公共団体に対する支援を強化されたい。

### 3. 不法投棄の防止

- (1) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導されたい。
- (2) 「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）において、リサイクルに要する費用を製品購入時に支払う「前払い方式」に改められたい。

### 4. 再生可能エネルギー資源の有効活用

- (1) 再生エネルギー固定価格買取制度による価格の上乗や調達価格の適用期間延長を図られたい。
- (2) 公共施設（上・下水道施設、農業用水路）等を利用した小水力発電の普及を推進されたい。

## 5 社会福祉対策の充実

高齢者や障がい者等が安心して生活するためには、福祉サービスの充実が重要であるため、次の事項について配慮されたい。

### 1. 医療保険制度の一本化の実現

少子高齢化の進展及び就業構造の変化により医療保険制度間に負担の不均衡が生じている。国民皆保険制度を維持するためには、国民の負担と給付の公平は不可欠であり、公的医療保険制度をすべての国民に共通する制度として一本化されたい。

### 2. 国民健康保険の安定運営の確保

- (1) 国民健康保険事業の健全な運営維持を図るため、国庫負担割合の引き上げ等により、十分な財政措置を講じられたい。
- (2) 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に示された国保制度改革の検討にあたっては、地方の理解を得た上で、法制化等の措置を講じられたい。
- (3) 国保保険料（税）軽減対象の拡大に向けた2, 200億円の公費投入を早急に実施するとともに、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源を優先的に活用されたい。
- (4) 都道府県と市町村の役割分担等運営のあり方については地方と十分協議されたい。
- (5) 社会保障・税番号制度の利用範囲の拡大の検討に当たっては、被保険者資格の適用適正化を推進するなど、被保険者の利便性の向上と事務の合理化を図られたい。

### 3. 介護保険制度の円滑な実施

高齢化社会が急速に進展するなか、町村は介護保険制度の健

全な運営に鋭意取り組んでいるところである。

については、本制度をより充実したものとするため、次の事項について適切な措置を講じられたい。

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、町村の財政負担及び事務負担については、十分な財政措置を講じられたい。
- (2) 介護保険給付費の国の負担 25%のうち 5%が調整財源とされているが、調整財源については 25%の別枠とされたい。
- (3) 介護労働者の人材不足解消を図るため、介護労働者に対する介護報酬、労働条件等を改善するとともに、保険料に及ぼす影響について十分配慮されたい。

#### **4. 後期高齢者医療制度について**

- (1) 後期高齢者医療制度の改革と健全な財政運営を図るための国の財政措置の拡充を講じられたい。
- (2) 本制度における保険料軽減の特例措置については、安定化を図る観点から、国による財源確保のうえ恒久化を図るとともに、見直しに当たっても被保険者を取り巻く環境に十分配慮されたい。

#### **5. 特定健診・特定保健指導の円滑な推進**

- (1) 実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃されたい。
- (2) 保健師等必要な人材確保と所要の財政措置を講じられたい。
- (3) 特定健診・特定保健指導の安定化を図るため、一層の財政支援を講じられたい。

#### **6. 障がい者対策の推進**

障害者総合支援法施行に伴う地域生活支援事業について、事業の円滑な運用を図るため、国庫負担率の引き上げ等による財

政支援をはじめ適切な措置を講じられたい。

## 7. 医療従事者の確保

医師等医療従事者の不足が深刻化しているなか、条件不利地域にあっては、その確保が極めて困難な状況にある。

このため、自治体病院をはじめとする地域の基幹病院について適切な医療提供体制を確立するため、医療従事者確保対策に必要な財源措置・人材育成措置等を講じられたい。

## 8. 総合的な少子化対策の推進

我が国では、急速な少子化が進行し、特に、本県の山村・過疎地域においては、少子化・高齢化の進行が著しく、定住人口の減少等山村の維持・存立自体が懸念されている。

このような状況において、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、総合的な少子化対策を推進されたい。

## 9. がん対策について

がん対策の一層の充実を図るため、町村が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じられたい。

## 10. 予防接種の定期化に伴う財政支援

任意予防接種となっている3疾病の予防接種「流行性耳下腺炎・B型肝炎・百日咳（2期分）」を早期に定期予防接種に位置づけ、町村の負担軽減のため十分な財政支援を講じられたい。

さらに、製造販売承認がなされたロタウイルスワクチンについては、安全性評価を速やかに行い、適正使用のための措置を講じたうえで、定期予防接種化の検討と町村への財政支援を行われたい。

## 11. 医療等の分野における情報の効果的な利活用の方策の検討に際しては、地方自治体の意見を踏まえ、被保険者資格の適用適正化を推進するなど、被保険者の利便性の向上と事務の合理化を推進されたい。



## 6 農林水産対策の充実

地域の実情に応じた農林水産施策を充実させるため、次の事項を実現されたい。

### 1. 国内産農林水産物の消費拡大対策の推進

本県の主要作物である果樹、野菜、花きをはじめ、国産材、魚介類等の農林水産物は、グローバル化による生産者価格が低迷するなか、急激な円高による価格競争力の低下と原油価格高騰による生産コストの増加の影響を受け、農林水産経営と地域経済にとって大きな打撃となっている。

また、近年の消費者の食に対する安全・安心への関心が高まるなか、高品質食料品を生産し、省力・低コスト化等により、産地強化に努めているところであるが、本県農林水産業のさらなる活性化と地域経済の維持発展を図るため、海外市場の開拓による市場拡大を含め、国内農林水産物の消費拡大対策を、今後も引き続き強力で推進されたい。

### 2. 林業・木材産業による雇用創出

森林所有者の経営意欲を創出するための経営対策の推進、需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材の需要拡大、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する支援の強化等、積極的な対策を図られたい。

特に、広範な森林を有する地域においては、林道や森林作業道の整備に多くの時間と経費を要する事から、搬出困難な間伐に対して補助するなど地域の実情に応じた対策を図られたい。

### 3. 鳥獣被害防止対策の効果的な推進について

野生鳥獣による被害が山村地域を中心に農林業や、住民生活、自然生態系に深刻な影響を及ぼしているため、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、町村が主体的に取り組むことができるよう、必要な財源措置を長期的に継続するとともに、鳥獣害防止対策の技術開発・普及・専門家の育成を推進されたい。

また、有害鳥獣の駆除にあたる狩猟者の高齢化が進むなかでその人材確保施策を推進されたい。

## 7 情報基盤整備の促進

県内各町村においては、多様化する行政サービスの提供と効率化のため情報化施策に積極的に取り組んでいる。

また、地域住民においても、情報化への意識が高まるなか、情報化社会に対応した地域における情報格差の是正等、情報基盤整備が課題となっているので、次の事項について配慮されたい。

過疎地域等の条件不利地域における携帯電話不感地区については、携帯電話通信会社にとって不採算のため整備が進まない場合が多いので、国の負担において整備を図られたい。

## 8 住環境整備事業の推進

住宅新築資金等貸付事業の実施町村は、地域の住環境の改善整備と住民福祉の向上に寄与してきたが、償還事務及び貸付金の回収については、町村に多大な財政負担と労力を要しており、町村の行政事務にも支障を来している。

よって、町村が償還事務を円滑に遂行できるよう下記事項を実現されたい。

償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、特に、「未償還額と強制執行等による取立額等との差額」は、国において全額負担し、償還完了まで実施されたい。

## 9 地域振興対策の推進

町村の地域活性化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1. 公共施設等の除却に対する財政措置

公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除却については地方債の特例措置が創設されたが、地方交付税措置などの更なる財政対策を講じられたい。

### 2. 公共施設等の空き建築物を地域住民がコミュニティの場として活用できるよう「空き家再生等推進事業」の延長を図られたい。

### 3. 観光振興の促進について

- (1) 景観・環境・安全に配慮した基盤整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備の推進を図られたい。
- (2) 地域伝統文化の維持・継承をはかるための施策の支援を図られたい。

## 10 TPP(環太平洋パートナーシップ) 協定への対応について

TPP交渉にあたっては、国民への十分な説明を行い、農林水産分野における重要品目の関税を維持するなど、町村の基幹産業である農林水産業が将来にわたり持続的に発展していけるよう万全な対応を行われたい。

